

<2008—2009年度>

第3回

キャビネット会議

各位よりの提出案件



2009年3月17日（火）

京王プラザホテル八王子 4階 『宴』

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

第 3 回 キャビネット会議 提出 案件

委員会名 政策・会則・長期計画委員会

審議決議事項 案件 1 ～ 4 件

委員長名 野 崎 武

案件 1 【審議決議事項】

先般、実施された第 2 回キャビネット会議（11 月 18 日）に於いて、当委員会として提出した 5 つの案件について、委員会から内容説明をしたが説明時間が足りず一方的な説明にて終了した事は御認識のことと思います。

再度、一つの案件について再提案をし前地区ガバナーに御回答を願う次第です。

第 1 にライオンズの公式紋章使用の無断使用の件について

第 2 に会員名簿製作について

内容については第 2 回キャビネット会議に於いて案件（2）として（決議事項）提出した文章を再提出致します。

（注）第 4 回キャビネット会議「議事録」4 ページに記録されている

（2008 年 6 月 18 日（水）東京プリンスホテル）

以下のとおり

2008 年 6 月 18 日 第 4 回キャビネット会議「議事録」4 ページ

（11）会員名簿およびこれに関する協賛金等請求について

完成し、発送済みである旨報告された。

なお、「名簿作成については、企業の献金によってキャビネット・会員等からの支出をせずに行った。さらに、協賛金 100 万円を受領する契約となっている。しかし、未だに支払いがなされないことから、本年度中に支払いがなければ裁判所に係属させることを考慮している」との報告があった。

上記のごとく飯田期キャビネットの第 4 回キャビネット会議の議事録に明記されている通り（11）の件について石井キャビネットの会計に未だに入金されていない。このまま放置する訳にはいかないため、政策・会則・長期計画委員会として、石井キャビネットに於いて、真相究明及び是正委員会を設置すること。

案件2 【審議決議事項】 ライオンズ公式紋章の使用について

前期飯田期における名簿作成に伴う不明朗な処理についての、真相究明及び是正履行のための委員会設置を求める。

(説明)

(経緯経過)

前期において、会員名簿製作契約書（契約日不明）（別紙資料1）が結ばれ、その第13条に記載のごとく、作成費用を一切負担せず、著作権はライオンズクラブに帰属し（第11条）、第7条1項には「受託者は、本契約の履行に関し知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。」と規定した。

しかしながら、名簿文末には〈個人情報の利用目的〉の（4）にサポーターズ企業からの有益な情報提供には利用します、と書かれている。

また、その第14条記載協賛金についての大内前幹事の内容証明郵便（別紙資料2）、その間の豊田通商株式会社の会員への郵送物（別紙資料3）、同様な株式会社生活科学運営の郵便物、それに対する現執行部からの紋章、サポーターズ企業名称使用の両社への抗議文（別紙資料4、5）それに対する名簿委託業者株式会社コム・プロジェクトからの通知書（別紙資料6）と、この件を巡っては、收拾のつかない事態となっている。

(当委員会の見解)

この問題に関しては、協賛金の支払い等の履行を求めることはもちろん、その他の問題については下記のような見解を持っている。

民間企業に会員名簿を作成させたり、ライオンズ公式紋章を使用させ、サポーター企業と名乗らせることの是非について

今回、会員名簿作成費用を企業が負担する代わりに、企業がサポーター企業としてライオンズの公式紋章を使用して、ライオンズ会員に文書を発送した事案が発生した。この問題については、まず、①名簿作成費用を企業に負担させ、サポーターと名乗らせることの是非、②ライオンズの公式紋章を使用させることの是非、③会員名簿を利用させることの是非が問題となろう。

①については、名簿に企業の広告を載せ、広告料を取ることは、通常許されることである。しかし、今回のように、サポーターズ企業として名簿に載せることは問題である。サポーターあるいは、スポンサーということは、支援者、後援者ということであり、ライオンズが企業に支援されることになり、ライオンズの独自性、公正性に疑義を生ずることになる。企業に支援してもらわなければ運営できないようなライオンズとは、誇り高き会員を侮辱するものである。サポーターとか、スポンサーを企業に名乗らせることは厳に慎むべきである。

②については、必携47版P81に記載されているように、紋章の使用は、会則、国際理事会の方針で明確に認められている目的に限られている。そして、ライオンズ以外の者に紋章を使用させる場合は、国際理事会の法律部の文書による同意と認可が必要である。今回の場合、そのような同意と認可を取ったとは聞いていない。ライオンズの紋章を民間企業に使用させることなどあってはならないことである。今回の件は、金に毒された規律の緩みである。我々は、ライオンズの誇りを忘れるべきではない。なお、紋章は、国際協会が日本において商標登録しているということである。

③については、ライオンズ国際協会330-A地区は5,000名以上の会員を擁する団体であるから、個人情報取扱事業者となり、個人情報を目的以外に使用する場合は、その個人の同意を必要とする。会員の住所氏名を企業に利用させることは、目的外使用であり、会員個人の同意を必要とする。今回は、会員個人の同意が得られた場合とは言えないであろう。又、別紙資料1の20年6月6日付発送の内容証明、請求兼催告書大内前幹事発送の記の59ページの（2）（3）に記してある合計127万4950円について今だにキャビネット会計に入金されていないこの処理について、真相究明及び是正委員会に今後の対応をゆだねるものである。

会員名簿製作契約書

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区（以下、甲という。）と株式会社コム・プロジェクト（以下、乙という。）は、「ライオンズクラブ国際協会 330-A地区会員名簿 2007～2008年度版」（以下、本件名簿という。）の製作につき、下記のとおり契約を締結した。

記

第1条 甲は、本件名簿の製作を乙に委託し、乙はこれを受託した。

第2条 本件名簿の名称等は下記のとおりとする。

(1)名簿の名称

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区会員名簿 2007～2008年度版

(2)数量

7000部

(3)納入期限

甲が乙に対し、データ、写真、資料等を引渡した日より90日以内とする。

(4)納入場所

甲キャビネット事務局（東京都新宿区西新宿7丁目10番17号新宿ダイカンブラザB2階）

第3条(1) 本件名簿の表紙その他全部分の装丁、構成は、別紙企画書によるほか、乙は甲の指示にしたがうものとする。

(2) 甲は、乙に対し、本件名簿の装丁、構成の変更の指示をできるものとする。

第4条 甲は、乙に対し、本件名簿のデータ等を平成19年12月30日を目途に引き渡す。

第5条 乙は、委託業務の進行を円滑に遂行するために、甲の指示に従い、かつ、甲と密接な連絡を保ちながら、各工程の成果の指示と進行状況の報告を行うものとする。

第6条 乙は、甲から寄託されたデータ、写真、資料等一切について、厳重に管理し、本契約終了後、ただちに、第4条のデータおよび写真その他の寄託されたものを甲に返還する。

第7条(1) 乙は、本契約の履行に関し知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 乙は、本件業務を履行する乙の従業員その他に、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずる。

(3) 本条(1)の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

第8条 甲および乙は、本件業務を円滑に履行するため、それぞれ本件業務の主任担当者を定め、書面をもって相手方に通知する。

第9条 乙は、データの滅失、毀損、その他本件業務の履行に支障を生ずるおそれのある事故を知ったときは、その事故の帰責のいかんにかかわらず、甲に報告し、応急措置を加えた後、今後の方針案を提出する。

第10条 乙は受託業務を第三者に委託してはならない。

第 11 条 本件名簿の著作権は甲に帰属する。

第 12 条(1) 乙は、本件名簿に広告を掲載することができる。

(2) 広告掲載者については、甲に連絡し、その承諾を得るものとする。

(3) 甲は、乙から依頼のあったときは、ライオンズクラブにつき、広告掲載者に説明するなどの協力をする。

(4) 乙は本件名簿製作に関し、著作権、プライバシー権その他第三者の権利を侵害しないように注意し、これに関し、問題が生じたときは、乙の負担においてこれを解決する。

第 13 条 甲は、本件名簿製作につき、費用を一切負担しない。

第 14 条 乙は甲に対し、本件名簿納入と同時に、甲の社会奉仕活動ための協賛金として、金 100 万円を交付する。

第 15 条 乙は本契約のいずれかの一つに違反したときは、甲は何の催告なくして本契約を解除できる。

平成 年 月 日

東京都新宿区西新宿 7 丁目 10 番 17 号新宿ダイカンプラザ B2 階

甲 ライオンズクラブ国際協会

330-A 地区

ガバナー

飯田 喜 彦

乙

〒107-0062 東京都港区南青山五丁目16番14号
モン・ブルービル3F

株式会社 コム・プロジェクト

代表取締役 田 嶋 崇

平成 2 0 年 6 月 6 日

〒 1 0 7 - 0 0 6 2

東京都港区南青山 5 丁目 1 6 番 1 4 号

モン・ブルービル 3 階

株式会社 コモ・プロジェクト

代表取締役 田 嶋 榮 殿

〒 1 0 1 - 0 0 5 1

東京都千代田区神田神保町

1 丁目 8 番地

漢陽商事ビル 3 階

電話 (3 2 9 4) 3 5 5 8

大内英男法律事務所

弁 護 士 大 内 英 男

請 求 兼 催 告 書

前 略 。 ラ イ オ ン ス ク ラ ブ 国 際 協 会 3 3
0 - A 地 区 (代 表 者 地 区 ガ バ ナ ー 飯 田 善
彦) の 代 理 人 と し て 、 通 知 し ま す 。

貴 社 と の 間 で 締 結 さ れ た 会 員 名 簿 製 作 契
約 に 基 づ き 、 下 記 1 の 金 員 お よ び 下 記 2 の

同 名 簿 の 重 要 部 分 の 訂 正 費 の 支 払 い を 請 求
 し ま す の で 、 本 書 面 到 達 後 5 日 以 内 に お 支
 払 い さ れ た く 請 求 し ま す 。

記

1 . 上 記 契 約 書 第 1 4 条 の 社 会 奉 仕 活 動 協

賛 金

金 1 0 0 万 円

2 . 名 簿 訂 正 費

金 2 7 万 4 9 5 0 円

3 . 上 記 1 、 2 合 計

金 1 2 7 万 4 9 5 0 円

この郵便物は平成 年 月 日 第 14222 号

の郵便物は平成 年 月 日 第 14222 号
 の郵便物は平成 年 月 日 第 14222 号

郵便事業株式会社



通 知 書

平成 20 年 10 月 28 日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7丁目10番17号

新宿ダイカンプラザB館2F

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

ガバナー 石 井 征 二 殿

〒107-0062

東京都港区南青山5丁目16番14号

モン・ブルービル3階

通 知 人 株式会社コム・プロジェクト

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1丁目1番7号

大和生命ビル7階

弁護士法人関西法律特許事務所 東京事務所

通知人代理人

弁 護 士 井 上 裕 史



弁 護 士 佐 藤 潤



電 話 0 3 - 3 5 3 9 - 5 1 6 1

F A X 0 3 - 3 5 3 9 - 5 1 6 6

前略 当職らは、株式会社コム・プロジェクト（以下「通知人」といいます。）から、委任を受けた代理人として、次のとおり通知いたします。

貴クラブは、通知人が委託を受けて募集を行ったサポーターズ企業に対し、「会員名簿の作成について、当方は名簿製作を受託した株式会社コム・プロジェクトに対し、本会員名簿に当方の認めた会社の広告を掲載することを除いて、会員名簿を商業的に利用することを承諾していません。」等と記載した警告書を発送しております。

しかしながら、貴クラブは、会員名簿の最終頁に記載されているとおり、名簿の個人情報を「サポーターズ企業からの有益な情報提供」に使用することを認めており、上記警告書に記載されている内容は事実とは異なります。

サポーターズ企業の皆様に対しては、貴クラブの商標及び紋章を使用せず、「ライオンズクラブ サポーターズ企業」である旨のみを表示したうえで、貴クラブにふさわし





い有益な情報のみをご提供するように連絡済みです。

以上のとおりですので、今後ともサポーターズ企業の皆様と貴クラブとの良好な関係が継続するよう、サポーターズ企業に対する警告書の発送等、サポーターズ企業による会員への有益な情報提供を阻害するような行為は、慎んでいただくよう通知いたします。

草々

この郵便物は平成20.年10.月28日第 66731号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社



案件3 【審議決議事項】前地区ガバナー飯田善彦氏の報告書について

上記報告書では、受託会社の100万円の協賛金について、飯田キャビネットから石井キャビネットの事務引継において、裁判所への申立てについて石井ガバナーが前キャビネット幹事に委任状を出すことが承諾されたが、石井ガバナーが委任状を出さなかったとされている。しかし、当期第2回キャビネット会議の石井ガバナー発言によれば、そのような承諾はなされていないことが推測される。したがって、100万円は、あくまでも前地区ガバナーの責任で処理すべきことである。さらに、受託会社が作成経費の増大と広告受注後のキャンセルにより協賛金が出せないというのであれば、前地区ガバナーは、受託会社に対し、収支の内訳と証拠書類の提出を求めるべきである。

案件4 【審議決議事項】

ガバナーからの発声投票（ヴォイスボウト）について諮問事項に対する答申

地区分割については本年度の石井キャビネットの基本政策であり、その諮問に基づいて地区分割委員会が慎重、且つ十分に検討、並びに会議を開き、地区分割案を石井ガバナーに答申したことは、構成員各位は御承知のことと存じます。

そして、地区分割委員会が各クラブ（202クラブ）に賛否を取るため12月2日付の各クラブ会長に対し、アンケート調査依頼書を送付した（回答期日平成21年1月9日（金）330-A地区キャビネット必着）以上の回答の賛否については石井ガバナーから発表された通りである。

先の第1回臨時キャビネット会議において、地区分割に関するガバナー提出案件の賛否を問うに、出席者の拍手をもって賛成多数としたが、一部から疑問とする意見もあり、本件の議決処理につき政策会則長期計画委員会の見解を求めたい旨ガバナーから諮問されたので、下記のとおり答申する。

（答申）

第1回臨時キャビネット会議は拡大キャビネット会議として、構成員以外に複合地役員、地区副委員長、委員のオブザーバー参加という形で開催された。他の議決案件についてもそうであるが、議長から構成員の賛否を問うているにも拘らず、構成員以外の拍手が多く正確な意思の確認が難しい状況であった。

また他の議案が軽い議案とはいわないが、地区分割案は組織そのものの変更にかかわる重要な議案であると同時に、国際本部の理事会の承認事項でもあり、他の議案とは異なり、慎重な対応を必要とすると考えます。

従って、次回第3回キャビネット会議において、この案件に限り、先の決定を白紙とし、改めて出席構成員の意思の明確な確認の出来る投票方法にて再議決するが望ましく、この際の多数決は相対多数で支障ないものと当委員会では考える。

なお、本件がキャビネット会議の可決を経て、ガバナー提出案件として、第55回年次大会に付議された際の、投票につき言及しておく。

地区分割についての、ガバナー必携によれば、分割を希望する準地区の大会、及び複合地区の大会で分割案が承認された旨を示す、それぞれの大会の証明付き議事録が必要とされているので、挙手、拍手等ではなく証拠として残る、**無記名投票の方法**によるべきである。

また多数決の方法であるが、第47版ライオンズ必携 P187 から P189 記載の「地区年次大会議事規則標準版」7項に「議決はすべて、出席し投票した構成員全員の過半数をもって決する。・・・」とあるが、つぎに掲げる内容と照らしてみても不適当と思料する。故に第3回キャビネット会議において、組織変更に係わる重要案件については、**投票した代議員の3分の2以上の賛成投票**を要する、との改正が必要と提言する。

ライオンズクラブ国際協会会則および付則第11条改正第1項改正手順 「本会則は、国際大会においてのみ改正することができる。改正は、その年次大会で会則および付則委員会から提出された改正案が、資格を証明された**代議員の3分の2（2／3）の賛成投票**で採決されなければならない・・・」との規定がなされており、また**複合地区会則第25条改正** 「本会則の改正には複合地区に出席し、**投票した代議員の3分の2以上の賛成投票**を要する」と規定してある。

つまり地区分割は組織の重要な変更となり、まさに改正になるので**準地区大会および複合大会において、それぞれに投票した代議員の3分の2以上の賛成**を経て、8月31日までに国際本部に書類を提出し、国際理事会の承認に基づき、翌年の国際大会にて閉会時に有効となるとの手順になることを付言する。

第 3 回 キャビネット会 議 提 出 案 件

役職名 LCIF 委員会 委員長

L 名 大石 誠

案件 1、東京福生ライオンズクラブの LCIF 一般援助金交付申請の件

(説明) イ. 事業名：重度知的障害者施設「東京多摩学園」への大型全自動洗濯脱水機
の寄贈

ロ. LCIF に申請する金額 980,000 円

ハ. 月間に奉仕を受ける人達の見積り数

この施設には 50 人の園生と職員 35 人おります。

月間 2,550 人の人々が恩恵を受けます。

ニ. 事業の説明

大型全自動洗濯脱水機をクラブ結成 45 周年事業として、記念式典時に
贈呈式を行う。

ホ. 提出日：2009 年 2 月 17 日

案件 2、

(説明)

第3回キビネット会議委員長提出案件

委員会名；ライオンズカード推進委員会

委員長； L 脇 村 孝 友

承認事項

2009年4月25日（土）に開催される、330-A地区の第55回年次大会の会場において、ライオンズカードを推進（勧誘）するコーナーを設けて下さることのご承認をお願い致します。

必ず役に立つ 「ライオンズクラブVISAゴールド」です。

当日のキャッチコピーは、資料-2の通りです。

得に成りますよ！

年会費が2,000円安くて

自クラブに年3,000円

ドネーション出来るカード

ポイントは他のカードと同様

それはライオンズVISAゴールドカード

第3回キャビネット会議提出案件

役職名 環境保全委員会委員長

第 3 R・第 1 Z 東京新橋 LC

L 名 風間 昭

審議決議事項

案件 1. 330-A 地区は、地球環境保全・温暖化防止アクティビティについて、
長期継続重点奉仕事業とする

(説明)

5ヵ年プログラムにより、環境リーダー養成講座等 地区内クラブに
啓蒙してきましたが 330-A地区「環境憲章」を地区内クラブに
周知徹底させ、具体的奉仕実施の為 未来に向けて長期的に取り組む
必要がある為 承認を得たい

第 3回キャビネット会議 提出案件

役職名 環境保全委員会委員長

第 3 R・第 1 Z 東京新橋LC

氏名 風間 昭

審議決議事項

案件 1. 「引継ぎ事項」

1、環境保全委員会の常設

2、環境保全委員会委員の一部留任

(説明)

第51 回、第53回 330-A 地区 年次大会に於いて

決議承認されたことに基づき、以上2項目について

次期に「引継ぎ事項」として送りください。

第 3 回 キャビネット会 議 提 出 案 件

役職名 献眼・献腎委員会 委員長

氏名 関口 正雄

案件 1、献眼のドナー登録のお願いの件

(説明)

3 月より各クラブ会長宛に、クラブで 3 名以上の献眼角膜提供者の登録をお願いしたい。

又、登録者に対して石井ガバナーより感謝状（ハガキ大の大きさ）を額縁付で、提供していただきたいと考えております。予算としては、枚／800～900 円位（送料共）が必要と思われます。

この額縁付感謝状は、登録者の家の中で玄関、応接間等に置いて、家族全員が目につく事によって、提供時に少しでも理解が得られると思います。

多くの登録者は、提供時には、反対される事が多く、実現にいたらない事が多いと聞いており、この感謝状が後押ししてくれると考えます。

以上

第 2 回 キャビネット会 議 提 出 案 件

役職名 青少年レオ・ライオンズクエスト委員会

委員長 L 山 田 達

案件 1、決議事項 ライオンズクエスト担当委員の設置に関する件。。

(説明)

臨時第1回キャビネット会議に提出案件として提出したが、時間の関係上
審議、決議がなされなかったため再度提出いたします。

ライオンズクエスト活動は現在日本レベルの展開局面となり、モデル地区と
して先駆者である330-A地区(330複合地区)として情報収集、伝達組
織の機能を構築し地区全体に向けてクエスト事業の浸透、定着、拡大を促す必
要がある。特に各ゾーン・チェアパーソンにお願いをして単一クラブ1名の委員
の選出をお願いしたい。委員については専任ではなく他の委員会との兼任でも
いとわない。(選任報告書は別添参照)

地区ライオンズクエスト担当委員長殿

当クラブは次のライオンをライオンズクエスト担当委員に選任しました。

クラブ名 _____ 会 員 _____

氏 名		生年月日	
自宅住所		自宅電話	
勤務先		勤務先電話	
携帯電話		メール アドレス	
ライオン歴			
役員会記入欄			